

受験者数により口述試験日割を変更する場合がある。(注3.参照)

令和8年4月海技士定期国家試験(口述試験)日割表

近畿運輸局 令和8年4月施行

	月 日	曜日	試 験 の 種 別	
			航 海	機 関
第 1 日	5月12日	火	六級海技士(航海) 五級海技士(航海)	六級海技士(機関) 五級海技士(機関)
第 2 日	5月13日	水	五級海技士(航海) 四級海技士(航海)	五級海技士(機関) 四級海技士(機関)
第 3 日	5月14日	木	五級海技士(航海) 四級海技士(航海)	五級海技士(機関) 四級海技士(機関)
第 4 日	5月15日	金	五級海技士(航海) 四級海技士(航海)	五級海技士(機関) 四級海技士(機関)
第 5 日	5月18日	月	四級海技士(航海) 三級海技士(航海)	四級海技士(機関) 三級海技士(機関)
第 6 日	5月19日	火	四級海技士(航海) 三級海技士(航海)	四級海技士(機関) 三級海技士(機関)
第 7 日	5月20日	水	三級海技士(航海) 二級海技士(航海)	三級海技士(機関) 二級海技士(機関)
第 8 日	5月21日	木	三級海技士(航海) 二級海技士(航海)	三級海技士(機関) 二級海技士(機関)
第 9 日	5月22日	金	二級海技士(航海) 一級海技士(航海)	二級海技士(機関) 一級海技士(機関)
第 10 日	5月25日	月	二級海技士(航海) 一級海技士(航海)	二級海技士(機関) 一級海技士(機関)
第 11 日	5月26日	火	二級海技士(航海) 一級海技士(航海)	二級海技士(機関) 一級海技士(機関)

- 注1. 試験は、原則として午前は9時00分から、午後は1時15分から開始する。
ただし、受験者数により、別途時刻を指定することもある。
試験開始時刻の15分前までに、船員労働環境・海技資格課(11階)に集合すること。
2. 身体検査は、口述試験の開始直前に行う。
3. 受験者数が予定より増加し、日割りどおり実施できない場合は日割を変更し、申請書受付終了後に改めて日割表を掲示する。
4. 受験者毎の口述試験の実施日は、従来どおり各級の筆記試験合格発表日にあわせて掲示する。
5. やむを得ない場合において、口述試験日の指定をするものにおいては、所属する長(所属部署の長又は所属船舶の船長等)の署名捺印をした願出書を提出すること。ただし、口述試験の実施日程上希望通りにならない場合がある。
※願出書提出期限: 令和8年4月9日(木)(消印有効)
期日以降の申し出は受付できません。
- ※願出書の様式は →→ [こちら](#)